

# 児童手当

## 額改定認定請求書 額改定届

提出年月日	※受付確認年月日

(宛先) 佐倉市長

受給者	ふりがな				住所	佐倉市	
	氏名				連絡先		
	生年月日	昭和・平成	職業	(ア.被用者 イ.公務員 勤務先 ウ.被用者等でない者)	請求者が加入している 公的年金制度の 種別	ア.厚生年金保険 イ.国民年金 ウ.その他( ) ※以下の共済組合の組合員である場合は( )内に○を記入してください ( )私立学校教職員共済 ( )国家公務員共済 ( )地方公務員等共済	

増額または減額の別	増額	減額
-----------	----	----

### 増額又は減額の原因となる児童

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の 出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で 該当する場合に○印
	子	平成・令和	同居 別居	年 月	(同居の場合は、同上と記載)	有 無	同一 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
	子	平成・令和	同居 別居	年 月		有 無	同一 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

### 増額又は減額の原因となる児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の 出国年月	住所	監護相当の有無	生計負担の有無
	子	平成	同居 別居	年 月		有 無	有 無
	子	平成	同居 別居	年 月		有 無	有 無
	子	平成	同居 別居	年 月		有 無	有 無

増額した理由	ア.出生 イ.その他( )
--------	---------------

減額した理由	ア.死亡した イ.監護しなくなった ウ.生計を同じくしなくなった エ.生計を維持しなくなった オ.日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ.児童の兄弟等を監護相当の世話をしなくなった キ.児童の兄弟等の生計費の負担をしなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) ク.児童自立生活援助を受け、里親等に委託され又は 児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った ケ.児童と同居しなくなった(単身赴任の場合を除く) コ.その他 ( )
--------	---

事由の発生した年月日	令和 年 月 日
------------	----------

こども家庭課 HP

※以下市確認欄

備考	認定 改定	認定・改定・却下 年月日	認定・改定 年月	手当月額	
	却下		年 月	・3歳未満	円
				・3歳以上	円
合計				円	円

## ◆記入上の注意

この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）または経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている場合）のある18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童等について記入の上、提出してください。なお児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要はありません。

## 1 【受給者欄】

- ①職業が公務員の場合は、勤務先を記入してください。
- ②「加入年金」は受給者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、該当するものを○で囲んでください。

## 2 【児童、児童の兄弟欄】

- ①児童等が海外に留学している場合は、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- ②児童等の「住所」の欄は、受給者と児童等が別居している場合、児童等の住民登録地を記入してください。
- ③「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- ・「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ・「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
  - ・児童の兄弟等の欄は、当該子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合が該当します。
- ④増額又は減額の原因となる児童の兄弟等欄の「監護の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- ⑤「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- ⑥「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「ク 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- ⑦「事由の発生した年月日」の欄は、「7」又は「8」の事由の発生した年月日を記入してください。

## 3 【添付書類について】

児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童等について、証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報提供を含みます。）によって佐倉市が確認できないときに限り、次の書類を添えて提出してください。

- ①児童等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書あって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主の続柄が記載されたもの
- ②児童等が海外に留学している場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- ③児童等が受給者自身の子であり、受給者がその児童等と別居している場合は、受給者とその児童等に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- ④受給者が未成年後見人または父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑤児童等が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童等との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
- ⑥生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童等と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑦3歳に満たない児童がいる受給者が被用者（日本郵政共済又は国家・地方公務員共済加入者）であるとき、又は佐倉市で被用者であることの確認ができない場合において、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑧監護相当・生計費の負担についての確認書
- ⑨児童の兄弟等について監護相当・生計費の負担がある場合に、児童の兄弟等が海外に留学している場合は、当該児童の兄弟等が、日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類